

昭和六十一年三月二十日 衆議院會議録第十二号

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案についての竹下大蔵大臣の趣旨説明 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨説明に対する中村正男君の質疑

三六〇

に転じ、昭和五十七年以降は死者が四年連続して九千人を突破するなど極めて憂慮すべき事態となつてゐる状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の計画に引き続き、昭和六十一年度以降五カ年間にわたって実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施するとともに、費用の負担または補助の特例の対象となる交通安全施設等整備事業の範囲を拡大しようとするものであります。

本案は、去る二月四日本委員会に付託され、同月二十五日江藤建設大臣から提案理由の説明を聴取し、本二十日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(坂田道太君) この際、内閣提出、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣竹下登君。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には一段と厳しいものがあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図るためには、引

き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、昭和六十一年度予算におきまして、歳出面において、既存の制度、施策の改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、全体としての規模を厳に抑制することとしたところであります。

このような中で、最近における財政状況、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、補助金等につきましては、引き続きその整理合理化を推進するとともに、事業の見直しを積極的に進めながら補助率の総合的見直し等を行うこととし、また、厚生年金の国庫負担金の繰り入れ等につきましても所要の特例措置を講ずることとしたところであります。

なお、補助率のあり方等につきましても、補助金問題関係協議会及び補助金問題検討会において鋭意検討を重ねてきたところであり、今般の措置は、補助金問題検討会の報告を最大限尊重することとし、その趣旨を踏まえて行うこととしてゐるものであります。

本法律案は、以上申し述べました国の補助金等の臨時特例等の措置について所要の立法措置を講ずるものであります。

すなわち、本法律案は、国の補助金等に関し、社会保障、公共事業等の各政策分野の特性に配慮しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度において補助率等の引き下げを行うこととしてゐるものと及び地方公共団体の一般財源による措置への移行を行うこととしてゐるものについて所要の措置を講ずるとともに、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における厚生年金保険事業に係る国庫負担金の繰り入れ等について所要の特例措置を講ずるものであります。

なお、補助率等の引き下げの対象となる地方公共団体に對しましては、その事務事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

以上、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきましても、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

第であります。(拍手)

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(坂田道太君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。中村正男君。

〔中村正男君登壇〕

○中村正男君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案について、総理並びに閣内閣に對し質問を行うものであります。

中曾根内閣が誕生したのは、昭和五十七年十一月二十七日であります。政権を発足させると同時に、中曾根総理は、日本列島不沈空母発言、さらには三海峽封鎖発言など、みずからの政治信条とも言うべきタカ派の姿勢を大胆にも国民の前に誇示し、大きな不安と動揺を与えました。そして、危険な道に大きく踏み出したことは否定できません。しかし、地味な印象で終始をされた鈴木前総理と比べて、見るからに精力的な、何かやってくるような幻想を中曾根総理に国民は抱き続けてきたことも、事実であつたと思つております。

だが、あれから三年三月がたった今日、國際的には経済大国と言われながら、緊縮財政からくる内需不振と景気の停滞、加えて、追い打ちをかける円高不況、依然下がり続ける失業率、限りのない税に対する不公平、重税感、かさむ教育費、住宅土地政策不在の中ですます遠のくマイホーム、解消されない過疎地域の出稼ぎの人たちの嘆きなど、すべての国民は、あえぎあえぎの生活を送つてゐます。額に汗して働いた結果が報われない今の政治に深い憤りとむなしさを持ち、中曾根総理に對し、強い失望感を持つてゐるのが現状ではないでしょうか。もう七カ月の余命に迫つた今、国民の前に総理、胸を張つてこれだけはやつたと言

える実績がありますか、素直な反省を込めての答弁を要求します。

また、中曾根内閣の最大の公約であつた「増税なき財政再建」、六十五年度よりの赤字国債から

の脱却は、既に破綻を來しており、今や、その責任と新たな財政再建への枠組みに向けての政策転換が問われてゐます。

六十一年度税収見込みが強引な過大成長率、名目五・一%、実質四・六%の基礎に立ち、四十兆五千六百億円、対前年比六・三%増を計上しましたが、民間の大方の調査機関では、この政府見通しは達成は無理と当初から指摘をしてゐます。高目の経済成長率にしなければ予算が組めなくなるとした、粉飾まがいの六十一年度予算案ではないのかと言わざるを得ません。さらに、急速な円高からくるデフレ要素が加わり、一層六十一年度の歳入不足が問題になつてくるのではないのでしょうか。年度末には、大幅な赤字国債発行による補正予算を組まざるを得ない状況に迫り込まれることが、今から懸念されてゐます。これでも、六十五年度赤字国債脱却が可能だとお考えなのか、総理並びに大蔵大臣の見解をお聞かせ願ひます。

また、円相場が史上最高値を更新し、急激過ぎる最近の動きについて、中小企業等に対し政府は、財政、金融両面からの緊急対策を講じなければならぬと考えますが、あわせて質問をいたします。

五月の東京サミットは、貿易黒字をため込んでゐる日本への批判が集中することが予測をされますが、今緊要なのは、実効性のある内需拡大策であります。

その第一は、最終消費支出につながる所得減税の実施であります。勤労国民に対する実質増税は、五十八年度八千億円、五十九年度三千六百億円、六十年一兆四千億円、六十一年度減税が実施をされないとするならば二兆円に上る増税になり、生活は我慢の限界にきてゐます。二兆三千四百億円の所得減税の実施を強く要求するものであります。(拍手)

第二に、内需拡大に向けて新たな民間活力の導入を目指して、東京湾横断道路等の大型プロジェクト構想を打ち出していますが、今必要なのは、地域経済の活性化をもたらすための魅力ある都市づくりや緑の保存など、地域住民の豊かな生活環境整備のための積極的な国の財政出動による投資促進ではないのですか、大蔵大臣の

所見をお伺いします。

国と地方自治体との関係は、明治以来百十年、戦後四十年たった今、従来の画一的な中央集権システムから、多様化と分権自治の拡大へと大きく変貌し、国と地方の対等、並列、協同の関係として、ともにその役割と責任を果たしていく時代であると考えます。しかし、平和憲法のもと、国民の基本的権利と福祉を守っていくことの責任は不変でなければなりません。緊縮財政、限らない福祉後退が続く中で、国民のための地方自治を果たして守っていくのか、自治大臣の率直な所見をお伺いいたします。

近年、政府は、社会保障費は個々の国民が税金とは別に負担すべきものと決めてかかっており、社会福祉の経費はむだ金としてとらえている感が強く、福祉諸施策の後退はどんどん進められてきています。とりわけ、昭和五十八年老人医療保険一部有料化、五十九年健康保険本人一割負担増、六十年年金改悪、給付水準の引き下げ、六十一年再び、老人医療保険本人負担をさらに増加するなどは、まさに国の責任放棄のあらわれであり、また、施設福祉から在宅福祉へのスローガンのもと、老人福祉施設補助率の引き下げなどが施行されようとしています。昭和五十八年国民健康実態調査においては、全人口一千人の有病率は百三十六であるが、六十五歳から七十四歳では四百二十一となり、全人口に対する有病率の三倍を示しており、これが七十五歳以上になると四倍になり、このように人生において最も多く慢性疾患に悩まされる年齢になって、医療費抑制の仕切りであり、

老人医療の原則を施設福祉から在宅福祉へ移行しようとしていますが、日本の住環境や核家族化が進む中で、果たして適切な政策と言えるでしょうか、疑問のあるところであり、在宅福祉の主力はボランティア活動であり、今日の地方福祉は、一人のボランティアの増員さえ不可能な現状ではないでしょうか。一例を挙げれば、ある人口六万の中都市で、寝たきり老人が九十五人、一人暮らし老人が五百三十九人に対して、ボランティアはわずか十人すぎません。国、地方の手による老人のための安

全な福祉施設の拡充は、金がないから放棄するでは済まされない問題となつてきています。こうした現状の中で、今後の福祉行政はどうなっていくのか、厚生大臣に質問をいたします。

また、生活保護費十分の七の補助率をさらに続けようとしています。高齢化の進展とともに、一人住まいの老人が増加を、生活保護世帯が年を追ってふえてきています。昭和五十七年度全国生活保護世帯七十七万七千世帯が、六十年には八十万世帯にも及ぶとされており、さらに増加は続くものと考えます。自治体の負担増は、世帯数の増加に加え、補助率の引き下げにより、二重の財政圧迫を受けることになるのであります。児童扶養手当が十分の八から十分の七になるのを初め、特に経常経費系統の補助率が大幅に引き下げられ、地方財政が大きく圧迫されようとしています。今や、ナショナルミニマムとしての社会保障を行うべき政府の責任は、一体どこへ行つてしまったのか、指摘したいのであります。総理の明確な答弁を求めます。

いかなる時代にあつても、国家が福祉や国民生活の安定をおろそかにしてはなりません。しかし、このような状態が続けば、必ずや現代が福祉黒の時代として歴史のページに書きとめられることであろうことを、憂慮するものであります。他方、防衛費は、過去四年間で七千五百億円もふえ、まさにバスターより大砲に異常に傾斜していると言わざるを得ません。総理の福祉予算についての国の責任について、あわせてお聞きをします。

政府は、補助率一律カットを、六十年代一年限りという前提で実施したにもかかわらず、その約束をほごにし、今年度は、さらにその範囲を広げ、期限を三年に延長しようとしています。この一年、財政的には、いわゆる三割自治が二割自治へと後退し、地方自治体の財政硬直化はさらに進み、仕事量だけが増大する結果となっています。国と地方の役割分担をあいまいにしたまま、地方と国民生活に多大な影響を与えようとしていることは、断じて認められるものではありません。苦肉の策として、たばこ消費税を増税し、その

財源の穴埋めにしようとする姿勢は、六十二年度税制改正を前にして、極めて場当たり的な整合性のないやり方であり、国と地方との役割分担について、財政上の裏づけをどう考えているのか、大蔵大臣に質問します。あわせて、手続無視のたばこ消費税の増税について、国民にどう説明されるのか、率直な反省を求めます。

補助金問題関係閣僚会議、補助金問題検討会が設置され、補助金の見直しが行われましたが、地方の側からは、同化定着化しているものの一般財源化、手続の簡素化、統合化、特に各省庁の縄張り意識からの競合する補助金の整理統合等、補助金を横並びに一律カットする横切りではなく、個々の補助金を吟味して、無意味になったものを廃止するなど、徹底的に主眼とした検討がなされるべきと考えます。大蔵大臣、自治大臣の答弁を求めます。

最後に、重ねて、六十年代限りという昨年の提案が三年間延長の形で出されてきたことは、国民に対する重大な公約違反であり、政治不信を招くものとして政府の態度に断固抗議をし、あわせて国会審議院の一括法案としての取り扱いはなして、本法案の全面撤回を総理に強く求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 中村議員にお答えをいたします。

まず、就任以来やった仕事は何かというところまでござりますが、就任以来なすところ少なきを恐れております。「戦後政治の総決算」という信念のもとに、行政改革、財政改革、教育改革、税制改革等を推進し、国際国家日本、たくましい文化と福祉の国をつくるために、今後も一生懸命努力してまいりたいと思ひます。

次に、六十五年赤字国債償却の問題でござりますが、財政をめぐめる状況は厳しい状況にあることは、よく知っております。しかし、今この状態でこの旗を下げるということは、今までの努力を水泡に帰する危険もござります。財政政策、金融政策、景気政策あるいは税外収入の確保等、弾力

的、機動的に政策を運用して、この目的を達する決心でござります。

円高に対する緊急政策につきましては、内需拡大のために昨年十月、十二月の二次にわたつて対策を行い、さらに最近、公定歩合の引き下げも二度にわたつて行ったところでござります。政府としては、急激な為替変動による中小企業等への影響を最大限に考慮いたしまして、引き続き有効な政策を進めてまいりつゝあり、予算成立直後を目途に、総合的な経済の緊急対策等を検討してまいり所存でござります。

社会保障について御質問でござりますが、生活保護等の補助率の変更に伴う地方負担増分については、事業実施に支障のないように所要の地方財政対策を講じており、政府としても、福祉水準を確保するように努力してまいります。

防衛費の問題でござりますが、防衛費については、他の諸施策との調和を図りながら、必要最小限の経費を計上しております。社会保障関係費が九兆八千億円、防衛費が三兆三千億円でございます。バランスは維持されていると思ひます。

次に、この昭和六十一年度予算編成に際しての補助金の問題でござります。これは、検討会の報告の趣旨を踏まえまして、社会保障を中心とする事業の見直しを進めながら、総合的に進めたものでござります。それで、今回の法案は、累次の臨調答申等を踏まえまして、国の補助金等に関する措置であるといった共通の趣旨、目的を内容とするところから、一括したものであります。

細かい点は関係大臣から御答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 六十五年度までに特別公債依存体質から脱却するという努力目標の達成は、容易ならざる課題であり、しかしながら、財政改革の推進は、我が国経済社会の安定と発展を図るために、ぜひとも進めなければならぬ国民的課題でありますので、目標達成に向けて今後とも全力を挙げて取り組む所存であります。なお、六十一年度予算においては、厳しい財

昭和六十一年三月二十日 衆議院會議録第十二号

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨説明に対する中村正男君の質疑 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨説明に対する古川雅司君の質疑

三六二

政事情のもとではございますが、一般公共事業の事業費については、民間資金や財政投融資等の活用により種々工夫を行うことによりまして、四・三〇の伸び率を確保するなど、内需拡大に配慮したところであります。引き続き適切な機動的な経済運営に努めてまいりたい、このように考えます。

次は、円相場急騰の問題についてであります。総理からお答えがございましたが、十八日の月例経済報告等関係閣僚会議において、最近の急速な円高の経済に与える影響等を踏まえ、どのような対応が可能か、この問題について、関係省庁で検討するよう総理から強い指示がありました。既に中小企業の転換法等の施行が行われておるところであります。これまでの円高の影響等についてさらに勉強をして、そして関係省庁が一体となつて取り組んでまいりたい、このように考えます。

次は、内需拡大のための所得減税の問題でございますが、御案内のように、公平、公正、簡素、選択並びに活力、こういうことから、所得税負担のあり方を含め、シャープ税制以来の税制全般にわたる広範な検討が進められておるところであります。その結論を得ない前に減税を実施するということとは、適当でないと考えております。なお、所得減税の問題につきましては、三月四日の与野党合意を踏まえ、今後、各党間で合意を得るよう協議することとされておりますので、その協議の推移を見守って対応すべきものである、このように考えます。

それから、大型プロジェクトの問題よりも生活環境整備の積極的な問題に對しての財政出動、こういう御意見であります。

公共事業の執行に当たっては、地域のニーズに対応しながら、全国的にバランスのとれた社会資本の整備が必要であります。このため、六十一年度においては、従来と同様、大規模プロジェクトだけでなく、住宅対策、防災安全対策、生活基盤整備等、生活に密着した施策を鋭意推進していくという考え方であります。

それから、国と地方との役割分担と財政の裏づ

け問題であります。国と地方は、共通の行政目的の実現を分担して、責任を分かち合う関係にあります。行政が総合的、効率的に執行されるためには、国と地方がそれぞれの機能と責任を分かちながら、相互に協力していくことが必要であります。したがって、国と地方の役割分担につきましても、国、地方を通ずる行政改革の重要な課題であつて、臨調答申の趣旨に沿つて、行政の簡素合理化、地方公共団体の自主性、自律性の尊重という観点に立つて、見直しを図つてきたところであり、したがって、国と地方との財政は、税源配分、交付税交付金、補助金等により、密接な関係を有しておるところでございますが、このよう国と地方の間の税源配分の問題については、国と地方の役割分担の問題、国と地方の財政状況等を踏まえつつ、幅広い角度から検討を行つていくべき課題である、このように考えておるところであります。

そして次が、たばこの問題であります。

昨年十二月十七日の税制調査会答申に述べられましたように、抜本改正を前にして、基本的には現行税制を動かさないという姿勢で税制改正には対応してまいりました。そこで、六十一年度予算編成作業が進む中で、補助金等の整理合理化に伴う地方財政への影響等を考慮しますならば、地方財政対策として、たばこ消費税の引き上げが必要であるとの観点から、十二月二十日夕刻、今回の措置を決定したものであります。したがって、税制答申に間に合はなかつた、二十一日の税制調査会総会にお諮りして追認をしていただいた、この措置につきましても、各方面に對し、事後ではあります。私なりにそれぞれ御了解をいただきたいと御説明を申し上げてきたわけであります。税制の抜本改革の妨げとならないよう、したがって、一年限りの措置としたところであります。

それから次の問題は、縦割り、横割り、こういう御意見でございます。補助金問題検討会においては、国と地方の間の役割分担、費用負担のあり方等について、幅広い見地から検討が加えられたところでございますので、言つてみれば、それこそ両論併記の問題もござ

いたしましたけれども、原則的にいわゆる縦割り、いろいろな検討を行った結果の措置であります。以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣小沢一郎君登壇〕

○国務大臣(小沢一郎君) 中村先生にお答えいたします。

地方自治についてでございますが、地方公共団体が、住民のニーズにこたへまして、その役割を十分に果たしていくためには、地方の自主性を強化するとともに、何と云つても、地方財政基盤の充実強化を図ることが第一であります。今後とも、地方分権推進の観点から、事務事業の見直しを積極的に進める一方で、地方財政の健全化及びその財政基盤の強化を図るために、地方一般財源の充実確保に私どもとしては努めていかなければならないと考えております。

それから、補助金の見直しについてでございますが、ただいま大蔵大臣からも答弁ありましたけれども、この点につきましては、先生御指摘のような考え方にも立ちまして、今後整理合理化を積極的に推進する必要があると私どもも考えております。したがって、引き続き関係省庁に對し、まして強く要請してまいりたい、そのように考えております。(拍手)

〔国務大臣今井勇君登壇〕

○国務大臣(今井勇君) 今後の福祉行政のあり方についてのお尋ねに對しまして、中村議員にお答えをいたしたいと存じます。

今後の福祉行政のあり方について、大事な点は二つあると考えております。

その第一は、本格的な高齢化社会を迎えて、年金や医療といった基盤的な制度を揺るぎないものとしていくことが必要であります。したがって、今後とも、経費の増大の見込まれるこれらの制度につきましても、給付と負担の両面から公平を図り、国民の信頼に足るものとしていくことは、極めて重要な課題であります。

第二に、寝たきりであったり、また身体に障害を持つ恵まれない方々に對しまして、思いやりのある施策を講じていくことがいわば福祉の原点であ

ありまして、今後とも重要な課題であると考えております。なお、在宅福祉対策につきましては、お年寄りや障害者の方々が住み慣れた地域や家庭で生き生きと安心して暮らすことができるように、対策の拡充を図つてまいりたいと考えておるものでございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 古川雅司君。

〔古川雅司君登壇〕

○古川雅司君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案について、総理並びに関係大臣に對し質問を行うものであります。

中曾根内閣は、発足以来、一貫して財政再建の公約を掲げてまいりました。しかし、今日に至つてもその見通しすら全く立たない実情にありま

す。すなわち、六十一年度予算案における赤字国債発行額は、六十年度当初予算よりわずかに四千八百四十億円の減額にとどまりました。この結果、六十五年度に赤字国債発行から脱却するには、毎年度一兆三千億円の発行額の減額が必要となり、六十五年度赤字国債脱却という目標は事実上、放棄されてしまったことは、繰返し指摘されているところであります。また、毎年度のように何らかの形で増税が繰り返され、その上、六十一年度もたばこ消費税の引き上げが予定されているように、「増税なき」という公約は、全くの言葉だけに終わっているものであります。

本法律案は、財政再建関連法案と言われるだけに、まず、私は、政府の財政再建に関する基本的姿勢についてお尋ねするものであります。

六十五年度赤字国債脱却は、ほとんど不可能になっているにもかかわらず、総理は、あくまでもこの目標を堅持すると強弁されております。それならば、歳入歳出面にわたつて、国民の納得のいく具体的な手順と方途を盛り込んだ財政再建計画を、国民の前に示すべきであります。総理は、過日、定量的分析は困難であるとの趣旨の答弁をされておりますが、六十五年度赤字国債脱却とい

う方針を堅持される以上、その目標をどのように達成するかを示す責任が政府にはあるはずであります。総理並びに大蔵大臣の見解を求めるものであります。

財政再建がかけ声倒れに終わっている原因の一つは、政府が、税の自然増収を確保する積極的な財政運営に転換すべきであるという私どもの主張に耳をかさず、縮小均衡型の財政運営に終始してきたことである。六十年年度補正予算で、四千五百億円の税収の減額修正と、それと同額の赤字国債の追加発行を余儀なくされた事実が、縮小均衡型の財政運営の矛盾を端的に示したものである。と言つても過言ではありません。財政再建を著実に進めていくためには、縮小均衡型の財政運営が、逆に財政再建を遠ざけてきたこれまでの経緯からいっても、拡大均衡型の積極的な財政運営に転換すべきであり、私は、政府に政策転換を強く求めるものであります。総理並びに大蔵大臣の見解をお伺いするものであります。

私も、日本社会党、民社党、社民連と共同で、六十一年度予算案を修正し、二兆三千億円の所得税、住民税減税、公共事業の追加等を要求したのも、積極財政によって国民生活を守るとともに、財政再建の活路を見出すべきであると考えているからにはかならないのであります。私は、去る三月四日の共産党を除く各野党書記長・幹事長会議において合意された各項目につき、政府が誠意を持って実行されることを求めるものであります。特に、六十一年度中に所得税減税を実施することについて強く要求し、総理並びに大蔵大臣の答弁を求めるものであります。

また、たばこ消費税の引き上げは、「増税なき財政再建」に明らかに反するものであります。総理は、一年限りの措置であり、「増税なき財政再建」に反するものではないという趣旨の答弁をなされておりますが、それならば、今回の措置は、六十一年度限りのものであることを確約できるのかどうか、しっかりと承りたいのであります。

財政再建をおくらせているもう一つの理由は、本来的な財政改革を棚上げして、財政の帳じり合わせに終始していることである。すなわ

ち、政府は、一般会計の歳出の伸び率を抑制するために、本法律案のようにつじつま合わせのために、一方的に負担を地方自治体に転嫁したり、後年度へ負担を繰り延べる措置を繰り返しているものであります。

そこで、次に、本法律案の問題点についてお伺いをいたします。

総理は、昨年この壇上で、我が党議員の質問に答えて、「補助金カットの問題は、暫定措置として行うこととして、六十一年度以降の補助率のあり方については国と地方の役割分担、費用分担の見直し等とともに検討したい」と思っています。と答弁されました。補助金問題検討会の報告は出されておりますが、ここでは一般論が述べられているにすぎないのであります。総理の言う国と地方の役割、費用分担等の見直しが行われないまま、本法律案によって補助金削減を継続することは、明らかに総理答弁と食い違つております。総理は、このような矛盾をどのように説明するのか、明確にされたいのであります。

本法律案によつて一兆一千七百億円の補助金が削減されておりますが、臨時行政調査会、いわゆる第二臨調の最終答申では、補助金等の「改革の方向」として次のように述べられております。すなわち、「国と地方との関係から見ると、補助金等の整理合理化という課題は、実は、国と地方とが共同して行っている行政施策そのものについて整理合理化を検討することであり、また、国と地方との費用分担の在り方を検討することにはかならない」と言うことができる。すなわち、この答申は、補助金等の整理合理化は、行政施策全般の見直しや国と地方の事務分担及び費用分担のあり方を検討することであると述べているのであります。先ほど紹介した総理の昨年の答弁は、こうした臨調答申を踏まえたものであったはずであります。

私は、本法律案のような補助金の一律削減を、昨年度に続いて今後三年間も続けようとするのは、臨調答申に明らかに反するもので、本来的な財政改革とは到底言えるものではないと考えますが、総理並びに大蔵大臣の見解を伺うものであります。

ります。また、補助金削減措置を恒常化するようなことは行わないと明言できるのかどうかについて、お答えいただきたいのであります。

結局、このような措置は、国の負担を地方自治体に押しつける以外の何物でもありません。確かに、一応財政金融上の措置は講じてありますが、それは主に、建設地方債の増発とその元利償還に対する交付税上の措置によるものであります。しかも、たばこ消費税の引き上げは一年限りとすれば、この引き上げ分による財政措置は、六十二年以降以降は不明であります。たばこ消費税の引き上げが六十一年度限りとするならば、六十二年以降以降の地方財政対策はどのように措置するのか、大蔵大臣から答弁をいただきたいのであります。また、六十年年度及び六十一年度の補助金削減に伴う地方財政対策のうち、六十六年度以降に措置するところの交付税の加算について、どのように取り扱うのかについても、答弁を求めるものであります。

言うまでもなく、補助金削減は、本来的な財政改革とは無縁のものであります。私も、国と地方自治体との間の行政権限の再配分や財源の再配分などに取り組むよう強く要求してまいりましたが、総理の努力がどれだけ実を結びつつあるのか、全く明確にされておられません。その責任をどうするのか、お示しいただきたいのであります。

また、自治大臣は、今回このように補助金削減措置が継続されることについて、地方行政の政策責任者として、昨年の強硬な反対姿勢を思い合ひ、どのように認識をしているのか、お伺いしたいのであります。さらには、こじつけの地方富裕論で、国の負担を地方に借金という形で押しつけることは許されません。国と地方自治体との関係の見直しはどのように進められるべきなのか、あわせて答弁を求めるものであります。

私は、補助金の削減については、これを撤回し、あわせて、補助金削減に伴う財政金融上の措置として予定されるたばこ消費税の引き上げを、見送るよう要求するものであります。総理並びに大蔵大臣の見解をお尋ねするものであります。

す。(拍手)

さらに、厚生年金特別会計等への国庫負担の繰り入れ減額措置についてお尋ねいたします。

昨年、竹下大蔵大臣は、六十一年度以降の繰り延べについて、六十一年度より年金制度改革の実施が予定されており、繰り延べ措置をこのまま延長することには問題があるという趣旨の答弁をされております。今回の繰り延べ延長措置について、どのように説明されるのか、昨年の答弁を踏まえてお答えいただきたいのであります。既に六十年年度までに、厚生年金特別会計等への国庫負担の繰り延べ額は、一兆四百九十億円に及んでおります。六十一年度も同様の措置がとられるならば、一兆三千五百三十億円にも達するのであります。私は、このような負担の繰り延べは、明らかに財政再建に反するものと言わざるを得ません。あわせて、今後どのようにこれまでの繰り延べ額を返済していくのか、返済計画についても、総理並びに大蔵大臣にお示しいただきたいのであります。

以上、重点項目に絞つて質問をいたしました。総理並びに大蔵大臣の責任ある明確な答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 古川議員にお答えをいたします。

まず、具体的な財政再建計画でございますが、この点につきましては、前から申し上げているように、現在の経済状況というものは、非常に変動的要因が多々ございます。為替の問題にいたしましても原油の価格の問題にいたしましても、非常に変化が多いわけでございます。そういう状況のもとに、定量的でリジッドな財政計画の策定は極めて困難でございます。『展望と指針』によりまして大体的な見当をつけていただいております。そして御了解願いたいと思うのであります。積極的な財政運営についての御質問でございますが、六十一年度予算において、厳しい財政事情のもとではあります。景気の維持拡大にはできるだけの努力をいたすつもりでございます。公共事業についても昨年三七％に對してことしは四・三％と、事業量を大きくしておるわけでござい

昭和六十一年三月二十日 衆議院會議録第十二号 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨説明に対する古川雅司君の質疑

三六四

す。公債の増発による積極的な財政運営を行います。ある程度の増収は見込まれますが、それを上回る公債の元利払いの負担が発生してまいりまして、後年においてなお苦しむという状況も考えなければならぬと思います。

次に、所得税減税の問題については、各党間での協議の推移を見守りたいと思います。先般の書記長・幹事長会議の合意は、これを誠実に守っていく決意でございます。

次に、たばこ消費税の問題でございますが、これは臨時異例的な措置としてお考え願いたいと思っております。そのような観点から、税制の抜本改革の妨げにならないように、一年限りの措置としておるわけでございます。来年度以降の措置については、税制調査会の抜本改革の審議の結論を待って対処したいと思っております。

次に、補助率の見直しの問題でございますが、補助金問題検討会においては、国と地方の役割分担、費用負担のあり方等について、幅の広い検討が行われました。その報告では、役割分担の見直しの基本的方向、老人福祉等の社会保障分野において機関委任事務を団体委任事務に改めることが提言されております。六十一年度予算におきましては、この検討会におけるこうした検討結果を踏まえまして、社会保障を中心に事務事業の見直しを行いながら、補助率の総合的見直しを行ったものであります。

次に、補助率見直しと行財政改革の問題でございますが、六十一年度予算においては、補助率の総合的な見直しを行いました。同時に、地方に同化定着した事務事業に係る補助金等の一般財源化、不要不急の補助金等の廃止、及び類似の補助金等の統合・メニュー化等の措置を講ずるなど、臨調答申等を踏まえ、補助金等の整理合理化を推進いたしております。

補助率の引き下げの問題でございますが、六十四年度以降の取り扱いについては、こうした経緯や今回の措置の性格を踏まえまして、今後の情勢

推移、国、地方の財源配分、役割分担等のあり方を勘案しながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

国、地方間の権限の再配分の問題でございますが、国、地方を通ずる行財政の簡素効率化及び地方自治の尊重の観点から、住民に身近な事務は、住民に近い地方公共団体において処理できるように、国、地方間の役割分担と費用負担のあり方について、幅広く検討を行う必要があります。政府としては、臨時行政改革推進審議会の答申を踏まえて、機関委任事務及び国、地方を通ずる許認可権限等の整理合理化を行うための法律案を今国会に提出予定でございます。今後とも、国、地方の役割分担等については、臨時行政調査会あるいは臨時行政改革推進審議会、地方制度調査会等の御意見を踏まえまして、適切に対処してまいります。

地方向けの補助率の引き下げ撤回の御意見でございますが、今回の補助率の見直しは、国と地方の間の役割分担、費用負担のあり方等についての検討を踏まえ、社会保障を中心に事務事業の見直しを行ったものであり、所要の地方財政対策を講じ、地方行政の運営に支障が生じないように対処しております。撤回する考えはございません。

たばこ消費税の引き上げの問題も、これは地方財政対策上必要不可欠の措置でありまして、これを見送ることはできないと思っております。

厚生年金等の繰り入れ特例措置でございますが、国民生活の安定を確保しつつ、財政収支の改善を図るためにとられたやむを得ざる措置であります。高齢化社会の到来に備え、年金制度が果たす役割については十分認識しているところであります。返済についても、年金制度の安定的運用が損なわれないように適切に対処してまいりたいと考えております。

詳細につきましては関係大臣から御答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 総理から大部分お答えがございましたが、いわゆる「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」というものに沿いまして、財政改革を着実に推進していくという考え方で、具体的に歳出入両面を通じて、どのような施策の組み合わせによって財政改革を進めるかというような問題は、まさに国民の合意と選択によるべきものでございます。国会等の場で御議論が交わされる中で、国民の合意が那邊にあるか、これを見出していく努力が必要であります。したがって、厳密な意味での定量的な財政計画を策定するということにつきましては、これは経済全体が流動的な中で、その一部門である財政の将来についてのあらかじめそのような作業を行うことは、極めて困難であります。しかし、年々いわゆる「中期展望」、「仮定計算例等」におきまして、少しでも具体性のあるもので御審議の手がかりにしたい、このように考えておるわけであります。

それから、拡大均衡型の積極財政への転換の御指摘であります。

限られた予算の中で、景気の維持拡大には可能な限りの配慮を図っております。総理からお答えがありましたように、いわゆる一般公共事業費の伸びでございますが、あるいはまた民間活力の最大限の活用でございますか、そのようなあらゆる知恵を絞って対応してきたわけであります。

ただ、安易な公債の増発による問題ということとは、やはり財政体質を一層悪化させるものだと思います。原点に立っていないならばならないと考えます。

それから、三月四日の与野党書記長・幹事長会議、この問題につきましては、これは最大限尊重すべき問題であります。その後の協議の推移を見守って対応すべき課題である、最も重要な問題意識として持っております。

次は、補助金問題検討会の報告の点についての御議論でございます。

何としても、補助金問題検討会におきましては、国と地方との役割分担、費用負担のあり方について、幅広い見地から検討が加えられました。したがって、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な団体において処理されるよう、事務の性格に即し見直しを進めることとしたわけでありまして、一部両論併記の問題等もございましたが、やはり今回の問題は、まさに検討会の意見を踏まえた閣僚会議において、総合的に見直しを行って決定したものであります。

次は、臨調答申との比較についての御意見を交えた御質問でありましたが、これまで国の機関委任事務であった事務を地方団体の事務にするなど、社会保障を中心に事務事業の見直しを行いながら、補助率の総合的な見直しを行っております。個々に見直しを行っておりますので、補助率の引き下げ幅も一律にはなっていないというのが、今回の措置でございます。

次に、補助金削減措置を恒常化することについて、それはないと言明し、こういうことでございます。

補助率見直しは、三年間の暫定措置でございます。したがって、今回の補助率の見直しは、六十一年度以降の補助率のあり方についての補助金問題検討会の報告の趣旨等を踏まえて、政策分野の特性に配慮し、事務事業の見直しに努めながら、総合的な見直しを行ったものであります。あり方を一年かけて検討するための暫定措置といった昨年の性格とは、基本的に性格が異なっております。六十四年度以降の取り扱いは、今後の諸情勢の推移、国と地方との財政状況等を勘案しながら、その時点において適切に対処すべき問題であると考えております。

次は、たばこ消費税の問題でございます。いすれにせよ、この問題につきましては、手続上御批判をいただくことは、甘んじて受けなければなりません。したがって、各方面に対し事後了承の努力を、この場を通じて、また今後とも引き続き

いて行ふべきものである、このように考えておるところであります。したがって、地方財政の運営そのものに支障が生じないよう今後とも措置していくということは、これは当然のことでございます。

それから、六十年度及び六十一年度の補助金削減に伴う地方財政対策のうち、六十年度以降に措置するという交付税の加算についての御質問でございます。

大蔵、自治両大臣の覚書において、「暫定的に、昭和六十年度以降に精算すべき地方交付税交付金の額に加算されるものとし、その取扱いについては、「暫定期間終了後、両省間で調整する」ということにならしてあります。

補助金削減は撤回すべきでないか。これはまさに六十一年度予算の重要な柱の一つでございます。しかも、所要の地方財政対策も講じて対応しておるところでございますので、撤回をする考えがあるかとお聞きになれば、ございませんと答えるしか、ほかに答える方法はありません。それから、たばこ消費税の引き上げは見送るべきだ、こういうことでございますが、必要不可欠の措置であったということを重ねて御理解をいただきたい。

次に、厚生年金特別会計等へのいわゆる繰り入れ減額措置についてでございますが、単純延長することは問題があるという答弁をしたことは事実でございます。したがって今度は、新たに導入する基礎年金分の国庫負担を対象としないで、基礎年金発足前の三十六年四月初のいわゆる給付費等の経過的国庫負担の二分の一である三千四十億円にとどめた、こういうことでございます。

次は、繰り延べのいわゆる返済計画やいかんというところでありますが、一段と厳しい財政事情のもとで、国民生活の安定を確保しながら財政収支の改善を図るため、これからの引き続き努力をお願いしなければなりません。減額分は、財政改革をさらに一層強力に推進し、特例公債依存体質脱却後できるだけ速やかな繰り入れに着手するとい

う基本方針を重ねて申し上げる次第であります。以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣小沢一郎君登壇〕 古川先生にお答えいたします。

〇国務大臣(小沢一郎君) 古川先生にお答えいた

ただいま総理、大蔵大臣から答弁がございましたので、補足的に申し上げます。

まず、国庫補助負担率の問題でございますが、昨年五月以来、検討会におきましても鋭意検討が進められてまいりました。今回の措置は、基本的にこの検討結果を踏まえまして、社会保障を中心に事務の見直しもあわせて行われるわけであります。また、補助率カットの影響額につきましても、所要の地方財政対策が講ぜられることになりましたので、自治省といたしまして、受け入れざるを得ないものとしたものであります。

次に、国と地方との関係の見直しについてでございますが、これについても、詳しく総理からもお話ございました。国と地方の間の事務配分につきましては、国、地方を通ずる行政の簡素効率化及び地方分権推進の観点から、事務事業の見直しを今後とも積極的に行っていくなければならないものと考えております。同時に、そのような国と地方の役割の分担に応じて、適切な財源の配分を行う必要がある、そのように考えております。(拍手)

〇議長(坂田道太君) 神田厚君。

〔神田厚君登壇〕

〇神田厚君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対し、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

最初に、政府の財政政策についてお伺いをいたします。政府がとってまいりましたこれまでの経済運営は、財政の果たすべき景気調整機能や資源の適正配分などの機能を全く無視したものでありまして、すなわち、それは、単純一律的な支出削減、

機械的かつ硬直的な国債減額、物価上昇に見合った所得減税の見送り、政府公約に反する増税の連続などでありました。

〔議長退席、副議長登壇〕

このような経済運営が、我が国経済の適正成長を妨げ、税収の伸び悩みによる財政の一層の悪化を招いてきたことは、既に明白であります。そして、それらの政策の継続は、我が国経済が直面する三つの課題、すなわち、対外経済摩擦の解消、史上最高値を更新しつつある円高不況の克服、「増税なき財政再建」の達成のいずれの解決にも、逆行する道と言わざるを得ないのであります。

かかる見地から、我々は、行財政改革の推進とあわせ、経済運営の速やかな転換を図り、大幅な所得減税、公共投資の拡大、単純一律のマイナスイーリングの廃止、赤字国債脱却目標年度の延期などを柱とする積極財政政策を実施すべきであると考えるものであります。総理及び大蔵大臣のお考えはいかがでありますか、お尋ねをいたします。また、政府は、六十一年度予算編成に当たって、マイナスイーリングを実施する方針であるのかどうか、赤字国債脱却に対して、弾力的に対処する方針をお持ちなのかどうか、あわせて御所見をお伺いいたします。

同時に、我々は、財政再建の達成や適正成長の実現などを図るため、今後のあるべき経済財政指標の目標値や政府の政策選択を具体的に盛り込んだ中期経済財政計画を早急に策定するよう、政府に強く求めるものであります。政府は、これらを約束されるのか否か、総理並びに大蔵大臣の御見解をお伺いいたします。さらに、我々は、国民の将来に対する不安感、不透明感を払拭すべく、特に租税負担率の将来目標値を明示すべきであると考えるものであります。少なくとも、政府の財政試算に基づく租税負担率の今後の推移、歳入不足を増税によって賄った場合の推移を明らかにすべきだと考えますが、あわせてお伺いをいたします。

次は、補助金問題についてであります。初めに、政府の今回の措置は、国会の意思と国民への約束を踏みにじるものであることを指摘せざるを得ないのであります。

政府は、昨年、世論の強い反対を押し切り、二分の一を超える高率補助率の一律一〇％カットを強行いたしました。その際、政府が約束したこと、かかる一律カットは一年限りの暫定措置であること、六十一年度予算編成までに国と地方との役割分担、費用負担の見直しなど、補助率のあり方について検討を加え、結論を得るということでありました。国会もまた、衆参両院において、補助率の一律カットを六十年度限りの措置とし、補助金制度の抜本的見直しを行うことを附帯決議において政府に求めたのであります。しかるに政府は、このような動向を無視し、今回は、カットの対象を補助金全体に拡大し、しかも三年間の暫定措置として、昨年の愚を再び繰り返したのであります。国会の意思と国民への約束を破ったこれらの事態を政府はどのように考えておられるのか、総理の御所見を求めます。(拍手)

次に、補助金の整理合理化を今後どのようなスケジュール、手順によって進めていくのかということについて、お伺いいたします。

言うまでもなく、国費の膨大な増大を生んでいる補助金の整理合理化は、行政改革及び財政再建の根本的課題であります。縦割り行政の弊害を除き、肥大化した組織、機構を縮小し、行政の簡素効率化を進めること、同時に、地方分権を推進し、地方が地方の時代到来にふさわしく、自主的かつ創造的な行政施策を展開できるようにするためには、国の補助金の抜本的整理合理化が不可欠であります。補助金の使われ方も、中央官庁の地方団体に対する関与の手段として利用されたり、ある場合には政治家の集票手段として利用されたり、種々問題を惹起しているものであります。また、補助金額より申請事務等に要する経費が高いというような、信じられないようなことも起こっ

昭和六十一年三月二十日 衆議院會議録第十二号

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨説明に対する神田厚君の質疑

三六六

ているのであります。民間の調査によれば、例えば、文部省の社会教育集団学習奨励金の場合、補助金額三十万円に対し、申請事務等の経費は三・三倍の百万円となっているなどでありました。

このように、補助金の整理合理化は、行財政改革の根本的課題であるにもかかわらず、政府がそれを今後どのように進めていくのか、全く明らかになっておりません。昨年度は、大蔵、厚生及び自治三大臣の覚書により、補助率のあり方について政府部内で検討することとしておりましたが、これに比べ今回は、政府の姿勢の後退が非常に目につくのであります。政府は、補助金の整理合理化について、今後、これをどのように進めていく方針をお持ちか、検討するための権威ある機関を設ける考えがあるのかどうか、また結論はいつをめどとするのかなどについて、総理並びに大蔵大臣の方針をお伺いいたします。

次に、第二交付税構想についてお伺いいたします。

総理も御承知のように、民社党は、公共事業関係補助金、すなわち道路、河川など地方財政法第十條の二に列挙されている事業に使う国の支出金を、地方に一括交付する第二交付税制度の創設を訴え続けてまいりました。そのことは、各事業の整備順位や個別の選択を自治体に任せ、事業間の整合性を図るとともに、財源を一括交付することによって、縦割り行政の弊害を除去し、補助申請事務手続の煩雑さ、むだを省くことができると考えたからであります。かかる第二交付税制度の具体化に当たっては、国の計画との整合性など検討すべき課題が多いことは、我々も十分承知しております。政府もまた、我々の構想の趣旨には賛同していただけているものと理解をしておるものであります。

我々は、かかる見地から、政府に対し、第二交付税制度の創設に向けた具体的検討を求めめるものであります。当面の措置として、比較的局地的事業に係る公共事業、例えば、都市計画法に基づ

く各種事業、道路舗装や道路改修事業などについては、交付金として地方に一括交付する措置を講ずべきであると考えますが、総理並びに大蔵、自治両大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、たばこ消費税の増税についてお伺いします。

政府は、本法案に連動する形で、国、地方たばこ消費税の増税を実施しようとしております。この決定は、国の財政運営の失敗の責任を地方公共団体にとどまらず、国民に転嫁するものであり、まことに遺憾であります。また、この決定が政府税調の答申後に行われたことは、政府みずから税調を無視したものであり、ゆゆしい問題であると言わざるを得ません。しかも、今回の補助率カットが三年間の暫定措置としていながら、たばこ消費税の増税は一年限りの措置とされているなど、その場しのぎの対策に終始していると言っても過言ではございません。政府は、税調無視の決定をどのように考えるのか、一年後はたばこ消費税の税率をもとに戻すのかどうか、その場合の地方財政措置はどのように考えるのか、これらについて大蔵大臣の明快なる答弁を求めるものであります。さらに、地方交付税について御質問をいたします。

補助率カットに伴う地方財政対策として、建設地方債の増発、その元利償還を地方交付税で措置するという措置が講じられている結果、本来、地方公共団体固有の一般財源である地方交付税は、国の財政政策の調整の手段として利用される性格を強めつつあります。まことにゆゆしい事態と言わざるを得ません。今後の高度福祉社会においては、国民が日常生活を営んでいる地方の行政の役割がますます重視される社会であり、地方がその役割を果たせるようにするためには、地方分権を推進し、国に偏った税財源の地方への再配分を図ることが、不可欠の課題であります。政府の措置は、時代の要請に逆行するものと言わざるを得ません。政府は、地方交付税の現状をどのように判

断されているのか、また、地方財政余剰論を背景として、地方交付税率の引き下げも検討されているやに聞きますが、事実はどうなのか、大蔵、自治両大臣の御所見をお伺いします。

最後に、行政改革の今後の進め方についてお伺いいたします。

行政改革は、いまだ緒についたばかりであり、行政機構の再編合理化、地方出先機関の整理縮小、補助金の整理合理化、特殊法人、公益法人の整理など、本来の行政改革にはほとんど手がつけられておりません。このような状況の中で、臨調答申の実行を監視し、政府に行革の実行を求めてきた臨時行政改革推進委員会、いわゆる行革審がこの六月をもって任期切れを迎えることは、行政改革を道半ばにして放棄させることにつながりかねないのであります。今、行革の火を消してはならないのであります。高齢化や国際化時代に対応し、二十一世紀に向けた活力ある福祉社会の基盤を築くためには、行政改革の断行が不可欠であり、それを中途で挫折させるようなことがあってはなりません。(拍手)

本日、我が党の塚本委員長が総理に行革審の存続を申し入れましたが、我々は、かかる見地から、行革審の任期の延長を図り、行政機構の再編合理化等の行革本来の課題についての答申をまとめ、政府がそれを着実に実行する体制を整えるべきであると考えらるものであります。総理の明快なる御方針をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣中曾根康弘君登壇)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 神田議員にお答えをいたします。

まず、積極財政論でございますが、政府も、公共事業費等につきましては、事業量を拡大するために積極的に努力しているところでございます。なお、公定歩合を引き下げるとか、さまざまな弾力的な措置も行っているところでございます。お示しのように、建設公債を増発するというような

ことは、現段階におきましては、これは必ずしも適切でないと思っております。所得税減税につきましても、現在、税調におきまして御審議願っているところであり、政府も、その答申を得て大幅な税制改革を行いたいと考えております。次に、六十二年度概算要求基準でございますが、臨調答申の方針に沿いました予算編成を続けざるを得ないと思っております。そういう考えに立つて、概算要求も進めてまいりたいと思っております。六十五年赤字国債依存体質からの脱却、この旗を下げるわけにはまいりません。我々は、あらゆる工夫、努力をいたしまして、所期の目的を達するために努力をする考えであります。

具体的な中期経済財政計画につきましては、この前も申し上げましたように、非常に変動的要因が多い状況でございます。定量的な、リジッドな財政計画の策定は極めて困難でございます。政府は、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」を策定いたしました。大綱をお示ししておりますが、昨年十二月には、これを事態の変化と要請に柔軟に対応し得るよう、第二回目の見直し作業を行ったところでございます。

租税負担率の問題でございますが、国民負担率については、臨調答申におきましても、西欧の水準をかなり引き下げた水準に据え置くように要請されております。我々は、これをぜひ守りたいと考えております。次に、将来の租税負担率はどれくらいであるかというのを申し上げますと、一応機械的に計算しますと二五・四％程度になります。歳入不足を増税で賄った場合の租税負担率等については、歳入不足の推計等仮定の置き方により異なるために、一概には申し上げにくいと思っております。

補助率の引き下げにつきましては、六十一年度予算において、補助金問題検討会の報告の趣旨を踏まえて、社会保障等を中心に見直しを行ったところでございます。次に、補助金の整理合理化の問題でございます

が、今日の厳しい財政状況のもとで、国、地方を通ずる行政改革を推進するためにも、補助金等の整理合理化は、今後とも推進していかなければならない重要な課題であります。随時答申あるいは行革審意見等も指摘しております補助事業の廃止縮小、地方へ同化定着した事務事業の一般財源措置への移行等を引き続き推進する所存であります。

公共事業補助金の交付金化の問題でございますが、限られた財源を国民経済の見地から効果的に活用するために、長期計画等に基づいて個別的に審査し、事業を実施することは、十分な合理性があります。したがって、御指摘の交付金制度の導入というものは、慎重ならざるを得ないと思ひます。

行革審の任期の問題でございますが、臨時行政調査会、いわゆる臨時調査会等は行革審等につきましては、今次行革の推進につきましても多大の貢献があり、私は高く評価しておるところでございます。行革審設置期限後の行革推進体制のあり方につきましても、目下行革審は懸命の作業をしておる最中でありまして、行革審の意見等も聞きつつ、慎重にその対応を検討してみたいと考えて、まだ決めてはおりません。しかし、行政改革の推進につきましても、今後とも不退転の決意で取り組んで、必要な措置を講じてまいりたいと思つておる次第であります。

詳細は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 最初は、いわゆる政策転換、こういうことでございます。大幅な所得減税、公共投資の拡大、単純一律マイナスイノベーションの廃止、赤字国債償却年度の延期、こういう御意見でございましたが、この問題については、言つてみれば、後世代への影響等を考えますとき、にわかにその御意見に賛同するわけにはまいらないということになります。ただ、所得税減税

につきましても、いずれにせよ、抜本的見直しの結論を得ない段階で実施することは、適当でないと考えますが、三月四日の与野党幹事長・書記長会談の合意があるということは、十分承知をいたしておるところであります。

マイナスイノベーションをまだやるか、こういうことでございます。

財政の対応力を回復するために、毎年度の予算編成においては、厳しい概算要求基準を設定して、各省庁が所管予算の根本の見直しを行うことを出発点として、今日までも努力をまいりました。したがって、今決めたわけではございませんが、今後とも節減合理化に最大限の努力を払うべきであるという問題意識であります。

次が、六十二年度予算編成に当たっては、赤字公債脱却に対して弾力的に対処する考えはないか、こういう御意見を交えた御質問でございますが、目標先送りという問題は、歳出増加圧力が強まりまして、いわば今日までの節減合理化の努力が水泡に帰するおそれがある。だから、目標先送りということにわかに賛成するわけにはまいりません。

次が、補助金特例法の問題につきましてもの課題でございます。

中期経済財政計画を早急に策定すべきだ。何回もこれは御提言をいただいた問題でございますが、やはり毎年毎年の予算編成に際して、可能な限り現実的な中期展望とかあるいは仮定計算とかを年々努力してお出しして、そして、今後の財政運営のいわば手がかりとしていただくというのが現実的であると考えます。

それから、租税負担率の目標値の問題、これはただいま総理からもお答えがございましたが、御案内のように、やはり租税負担と社会保障負担率の二つを一緒にした国民負担率というもののうちで議論する方が適切ではなからうかと思ひます。それで、「基本的考え方」で示しておりますように、「今後、高齢化社会の進展等により、現状

よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめる」努力をすべきである。いずれにせよ、これは国民のいわば受益と負担との選択の問題であります。それが那邊に存在するかということ、国会の問答等を通じてながら正確に把握すべき課題である、このように考えます。

その次が、補助金整理合理化のスケジュール、手順でございます。これは総理からお答えがございましたが、補助事業の廃止縮小、地方へ同化定着した事務事業の一般財源措置への移行、こうした措置は、今回で終わったわけではなく、引き続き毎年毎年行財政改革を推進するという立場から対応すべき問題でございます。

それから、かねて御主張にありましたいわゆる第二交付税を念頭に置かれた、また新たな提案でございますが、これはやはりそれぞれに長期計画というものが存在するわけでございますから、効果的に国民経済の見地からこれを活用するためには、各箇所ごとの優先度を勘案して個別に審査、実施していくということには、やはり私は十分な合理性があると考えております。しかし、例えば六十年代から導入しております地方道路整備臨時交付金というあの制度は、御意見の趣旨に沿ったものの一つではないかというふうに私は御意見を聞きながら感じたわけであります。

それから、たばこ消費税の増税の問題、この手続の問題につきましても、たびたび申し上げましたように、関係方面の御理解を事後において行つた、これはそういう措置はとるべきでない、みづからの心に言い聞かしておられます。それから次は、税率をもとに戻すか戻さぬか、こういう問題でございますが、いずれにせよ、間接税のあり方につきましても税調で検討が行われるであらうというふうにご考えております。したがって、抜本改正の妨げにならないという意味において、一年限

りの措置としたものでございます。そして、やはり税制調査会の審議の結論を待つて対処すべきものであると思つております。それから、六十二年以降の地方財政の措置をどうするか、これはやはり各年度の地方財政収支見通しに基づいた所要の地方財政対策を講じて、地方行財政の運営に支障がないように対処してまいりたい、これは基本的な認識であります。

それから、地方交付税の現状をどう見るといふ問題でございますが、各年度の地方財政計画の策定を通じて、地方財政の円滑な運営に必要な額を今日まで交付税は確保しております。六十一年度においても、補助率の見直しにより影響等を盛り込んで生じますところの地方財源不足につきましても、建設地方債、あるいはたばこ議論をいただいております国、地方のたばこ消費税等によって補てんをしたわけでございます。それで、六十一年度の地方の一般財源比率、これは六十年の水準をさらに上回つておるといふのが現状でございます。基本的に交付税の問題ということになりますと、国と地方の税財源配分の問題ということ、これは、地方交付税、地方譲与税、補助金、すべての角度から検討すべき問題であらうというふうにご考えておるところであります。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣小沢一郎君登壇〕

○国務大臣(小沢一郎君) 神田先生にお答えいたします。

まず第一に、第二交付税交付金制度の問題でございますが、先生の御提言につきましては、一つの考え方として理解できるところでございますけれども、現在の国庫補助負担金制度のあり方と根本的にかかわる問題でございますので、これにつきましては、慎重に今後検討する必要があると考えております。

それから、交付税の問題でございますが、地方交付税率は、国と地方間の最も基本的な財源配分にかかわる問題であります。現在、地方財政は、

昭和六十一年三月二十日 衆議院會議録第十二号

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨説明に対する岡崎万寿君の質疑

三六八

五十八兆八千億もの借入金残高を抱えております。また、個々の地方団体におきましても、公債費負担が年々上昇するなど、非常に厳しい状況に置かれております。また、地方交付税につきましても、国税三税の三二・五という法定額では不足しているため、毎年度特例措置を講じ、所要額の確保を図っているところであります。したがって、現状にはないことは言うまでもございません。

(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 岡崎万寿君。

〔岡崎万寿君登壇〕

○岡崎万寿君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、いわゆる補助金臨時特例法案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

質問に当たって、私は、昨年の補助金カット一括法案を審議した際の政府答弁を読み返し、強い憤りを覚えました。そこで政府は、繰返し国民生活に直接影響はないとか、この措置は一年限りだとか答弁してはいます。だが実際には、その約束は完全に破られたのであります。本法案によつて、地方自治体への補助金のカットは、さらに引き下げ対象やカット率が拡大し、昨年の二倍、約一兆二千八百億円に増大され、引き続き三年間延長されようとしています。それが自治体と住民に耐えがたい犠牲を強いるものであることは明白であります。

総理、本法案の提出に当たって、昨年の約束をほごにした責任はどう考へるのですか。今日の財政破綻の根本原因である軍拡と大企業奉仕の政治にメスを入れます。地方自治体や社会的弱者へそのツケを転嫁するのは、反国民的ないじめ政治そのものではないですか。初めにあなたの所見をたずねます。(拍手)

私は、この間、都内の各種の福祉施設を訪ね、関係住民と対話をしてきました。そこで出されたのは、補助金カットに対する不安であり、怒りの

声でありました。私は、ここでその声を代弁して、以下、本法案の具体的な問題点についてたずねたいと思います。

まず第一は、これによつて地方財政がさらに圧迫され、国民生活に重大な打撃を与えずにはおかないという問題であります。

例えば、昨年の生活保護費に対する国庫負担率の引き下げによつて、生活保護受給制限が一段と強化され、受給世帯は昨年四月以降、減少の一途をたどっています。本来なら受給の対象となるべき世帯が、この制度の適用を受けることなく、非人間的な暮らしを強いられるのです。昨年来特に顕著なのが、就労指導の名による異常な受給制限であります。東京大田区での一例ですが、最近、五十一歳の脳腫瘍でいつ倒れるかわからない、しかも肝臓が悪く、糖尿病でもある婦人にな、一時間くらいなら働けるだろうと執拗に就労を勧める事例さえ起きています。また、老人ホームや障害者の福祉施設などの措置費に対する国庫負担率の大幅な引き下げが、どんな結果をもたらすか。多数のお年寄りや障害者、その家族の切なる希望がかなえられない事態が、さらに深刻化することとは明らかであります。半身不随の病妻を自宅に介護する年老いた夫が、生きるも地獄と語ったことが印象的でした。

総理、あなたは、今国会の施政方針演説で、国民が生かすを持てて日々の生活を送るとか、寝たきり老人など社会的弱者に対するきめ細かい配慮をするなど述べられたが、この法案によつて、さらに追い込まれる生活保護者、お年寄りや身体障害者の暮らしを、一体どう救済されるのか、御答弁願いたいと思います。

さらに、保育園など措置費が、本来の八割から昨年は七割、今回は五割に大幅カットされることのもたらす影響も重大であります。東京・中野区の場合、それによる減額は二億五千万円に上り、単純計算をすると、一保育園当たり年五百万円、児童一人当たり五万七千円の被害を受けることに

なります。昨年の一割カットでも、各地で保育料の値上げとなり、そのため入園できない子供がふえ、定員割れや保育条件の悪化をもたらしています。総理、児童福祉法第五十三条は、国は保育単価のうち、保護者負担分を除く残りの十分の八を負担することを定めています。日本の将来を担う児童の福祉に対する財政のしわ寄せは、絶対許せないと思います。保育園などへの国庫負担を大幅削減し、ひいては保育制度そのものを破壊する本法案は、まさに児童憲章と児童福祉法を真向からじゅうりんするものではありませんか。総理並びに厚生大臣の見識を問うものでございます。

次に、本法案による児童生徒急増地域における校舎や公立養護学校の建物の新増築に対する国庫負担率の一層の引き下げ措置が、マンモス校の解消や障害児教育の充実を困難にするものであることは明らかであります。また、義務教育諸学校の教職員の追加共済費と恩給に対する国庫負担率の引き下げは、義務教育費国庫負担制度の根幹を切り崩すものではありませんか。文部大臣はなぜこうした措置を容認されたのか、御答弁いただきたいと思ひます。加えて重大なことは、昨年より教材費に対する国の負担を放棄した点であります。この措置によつて、地方の小中学校における教材費が圧縮され、埼玉県草加市など、六七・四割の大幅削減となつています。昨年、松永前文部大臣は、教材の充実を図つてまいりたいと国会でも約束されましたが、実際に進行している事態は、この約束に明白に違反しています。これらは、教育条件を完備する国の責任を放棄し、教育基本法の原理にもとるものではありませんか。総理並びに文部大臣の答弁を求めます。

次に、公共事業にかかわる国庫負担、補助率の引き下げの大半が、地すべり防止、森林保安や離島、沖縄や小笠原などの振興開発、漁港や地方道整備などの国民生活密着型の公共事業に集中しております。これらのはとんどは、地方財政法第十條及び第十條の二に列挙された、国が進んで負担すべき国庫負担金であります。今回の措置が、国

のすべき責任を放棄し、内需拡大にも関連を持つ国民生活密着型の公共事業のおくれを、一層後退させる結果になることは明白です。地方自治への総理の所見を問うものであります。(拍手)

第二は、本法案が地方自治体への過大な財政負担を押しつけ、地方財政の危機に一層拍車をかける問題であります。

本院予算委員会の公聴会で、地方自治体を代表して公述した福岡県の田川市の市長が明らかにされたように、住民生活関連の地方独自の補助金をやむなく一括カットした自治体は、相当数に上つております。財政調整基金などの積立金を取り崩す自治体が相次ぎ、都道府県でいえば一昨年度は二十九団体、六百七十七億だったものが、昨年度では三十九団体、二千四百六十九億と大幅にふえています。市町村レベルでの影響は、さらに深刻な事態にあります。例えば、伊豆七島の新島本村では、昨年の補助金カットの影響で、約八千万円の財政調整基金が本年度予算で底をつき、その後は取り崩そうにも財源は全くないといった状態に置かれております。三年間もの補助金カットとなれば、地方財政と住民生活に与える打撃ははかり知れません。財政力の弱い自治体は、新規事業も取りやめ、住民はただ我慢をせよと言ふのですか。総理並びに自治大臣の答弁を求めるものであります。

しかも、本法案は、補助金カットによる地方負担増を緩和するため、財政金融上の措置を講ずるとしていますが、それが一本一円のたばこ消費税引き上げという大衆増税で、直接住民に負担させたところが大であります。それも、合計一兆二千八百億円の巨額に上る地方負担増のうち、二千四百億円にすぎません。これが自治体への負担転嫁を禁じた地方財政法の原則に反するものであることは、明白ではありませんか。(拍手)その上、本法案は、たばこ消費税引き上げ以外は、すべて建設地方債の増発で賄うことにしていますが、公

償費比率が既に二〇%を超える約四分の一の自治体では、借金さえできない事態が起まるのであります。それでは、地方財政の危機は深まるばかりです。これではどうして財政金融上の措置などと言えますか。総理並びに閣僚大臣のしかとした答弁を求めます。

第三は、三年間の臨時特例と言いつながら、結局は補助金カートを恒久化し、制度化するのではなからうかという問題であります。

昨年一年限りと言いつながら、それを平然と踏みにじった内閣だけに、この国民の危機は当然であると思ひます。総理、あなたは、三年後にはもとに戻すとなぜ明言されないのか、はっきりした答弁を求めるのであります。本法案によつて財政面で地方自治体を締めつけ、一方、行政面では、今国会に提出された地方自治法一部改正案で裁判抜き代執行を企て、自治体の権限も奪う、こうして行政財政両面から自治体を一段と締めつけることは、憲法がうたった地方自治の原則をじゅうりんするものではありませんか。総理の所見を伺います。(拍手)

中曾根内閣の四年間に、軍事費は大幅に出し、その反面、国から地方への国庫支出金が大幅に削減されました。本法案による老人福祉施設措置費に対する国庫負担の削減一千二百八十八億円は、来年度発注するP3C対潜哨戒機の十機分の代金で十分賄えます。児童福祉施設運営費に対する国庫負担の削減一千七百九十九億円は、来年度発注する護衛艦三隻とF15戦闘機十二機分の代金でおつりが来るのであります。財政困難を言うなら、それに直接責任のない地方自治体や住民に犠牲をしわ寄せするのではなく、不要不急の軍事費こそ削減すべきではありませんか。(拍手)

○副議長(勝田清一君) 岡崎君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡潔に願います。

○岡崎万寿秀君(続) それとも、軍事費を削減して福祉、地方自治を枯らす路線を無反省に突っ走るの

か、総理の姿勢をただすものであります。

最後に、またしても議院制民主主義を無視し、一括処理方式で提出された本法案の撤回を強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 岡崎議員にお答えいたします〕

まず、補助金の引き下げの問題でございますが、今回の見直しに当たりましては、所要の地方財政対策を講じて、地方行政の運営に支障がないように対処しております。行政サービス水準そのものについては、影響を与えるものではございません。

生活保護費につきましても、あるいは保育所の補助率の問題にいたしましても、いずれも適切な措置を講じて実行しておりますのでございまして、児童憲章や児童福祉法をじゅうりんするものではございません。

教育関係費につきましても、同じように地方財政対策を講じて行つておるものでありまして、教育基本法の原理に反するものではありません。

公共事業費の補助率引き下げの問題につきましても、同額の国費でより多くの事業の実施が可能になるように措置をしていることは、前から申し上げておる通りであります。

積立金の取り崩しの問題でございしますが、地方団体におきましては苦勞しているところがあることは、よく知つております。しかし、個別地方団体の財政事情をよく聞きまして、地方交付税、地方債の配分を通じて、財政運営に支障を生じないようにやつております。

次に、建設地方債の増発による影響でございしますが、その元利償還費を交付税に算入するとともに、起債制限比率が高い団体についても、発行制限はしないことに特別配慮しているわけでございします。

なお、六十四年度以降の取り扱いにつきましては、今回の経緯や今回の措置の性格を踏まえまして、今後の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨説明に対する岡崎万寿秀君の質疑

で、今後の情勢の推移、国、地方の財源配分及び役割分担のあり方等を勘案しながら、適切に対処するつもりでございします。

代行制度の問題については、代行制度の改革は、その発動を著しく公益を害することが明らかである場合に限るとともに、最終的には、執行の停止も含めて、裁判所の公正な判断を仰ぐこととしております。同時に、罷免制度の廃止、機関委任事務に係る議会、監査委員の権限の拡充等、地方の立場も十分考慮しております。

防衛費の問題につきましては、社会保障費が九兆八千億円、防衛費は三兆三千億円でございます。バランスをとれていると思ひます。社会保障の天守閣を守っている石垣が防衛費でありまして、この石垣が崩れたら城は崩れてしまふ、我々はそう考へております。

次に、本法案をお願いいたしましたのは、この趣旨、目的を同じくするという内容から一括したものであります。このような一括審議をお願いすることは、従来にも例があることでございまして、議院制民主主義を形骸化するものではございません。

残りの答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣(海部俊樹君) 二点についてお答えをいたします〕

最初の教育関係における補助率の見直しについてであります。これは補助金問題検討会の報告の趣旨を踏まえて総合的見直しが行われ、教育関係もその一環として対応したのであります。地方財政当局とも御相談をし、地方公共団体においては、従来と同様な事業ができるように配慮がなされておりますので、言われるように教育基本法の原理に反するものとは受けとめておりません。

二つ目の経済追加費用と恩給に対する負担率についてであります。これも暫定的に二分の一から三分の一にする特例の措置でございまして、これによって御指摘のように、義務教育国庫負担制

度という大事な制度の根幹に文部省は手をつけようとも思つておりませんし、この制度の根幹は今後も維持してまいりたい、こう考へております。

(拍手)

〔国務大臣(今井勇君) 二点につきまして、岡崎議員にお答えをいたします〕

まず、補助率の引き下げ措置の及ぼす影響についてであります。今回の補助率の引き下げ措置は、国と地方の間の事務事業の見直しに伴ひまして費用負担の割合を見直すものでありまして、これによりまして増加します地方負担につきましても、所要の地方財政対策が講ぜられております。したがつて、今回の措置によりまして、御指摘のような状態は生じないものと考へております。しかし、今後とも、社会的に恵まれない方々に対しては、きめ細かな配慮のもとに福祉施策の充実を努めてまいりたいと考へております。

次に、保育所についての補助率の引き下げに対するお尋ねであります。今回の措置は、地方の自主性を尊重する観点から、事務の見直しを行った上で、国と地方の間の負担割合を変更しようとするものであります。これに伴つて増加いたします地方負担につきましても、所要の手当てが講じられております。したがつて、今回の措置は、保育の水準に影響を与えるものではなく、児童憲章それから児童福祉法をじゅうりんするものという御指摘は当たらないものと考へております。

(拍手)

〔国務大臣(小沢一郎君) すべて総理から御答弁がございましたので、私からは補足的に申し上げます〕

まず第一に、積立金の問題でございしますが、予算編成が地方団体において非常に厳しいことは、承知いたしております。今後、個別団体の財政状況を鑑みながら、財政運営に支障が生じないように適切に対処してまいりたいと思ひます。

昭和六十一年三月二十日 衆議院會議録第十二号

朗読を省略した議長の報告

三七〇

それから、第二の地財法の原則の問題でございますが、今回の措置は、基本的に事務事業の見直しを行いながら補助率の見直しを行ったものであること、それからまた、負担率の引き下げに伴う地方負担の増加に対しては、その補てん措置を講ぜられたこととございます。したがって、地方財政法の原則にもとめるものではないと思ひます。

それから、建設地方債のことでございますが、今回増発される建設地方債につきましては、その八割以上に對しまして政府資金を充てることとしております。また、その元利償還費につきましては、所要の交付税算入措置を講ずることとしておりまして、起債の制限の基準となる起債制限比率を大きく高める結果にはならない。したがって、関係団体の地方債の借入れに大きな障害になるとは考へておりません。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時三十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
法務大臣 鈴木省吾君
大蔵大臣 竹下登君
文部大臣 海部俊樹君
厚生大臣 今井勇君
建設大臣 江藤隆美君
自治大臣 小沢一郎君
國務大臣 後藤田正晴君
國務大臣 河野洋平君

出席政府委員

大蔵省主計局次 保田 博君
長 自治省財政局長 花岡 圭三君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)
一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

(要求書受領)
一、今日、内閣から、人事官に石坂誠一君を任命したいので、国家公務員法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、原子力委員会委員に門田正三君及び藤波恒雄君を任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、原子力安全委員会委員に大山彰君及び御園生圭輔君を任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、中央更生保護審査会委員に本明寛君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に川出千速君を任命したいので、日本銀行法第十三條ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)
一、去る八日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 稻葉 誠一君(理事稻葉誠一君去る六日委員辞任につきその補欠)
理事 岡田 利春君(理事岡田利春君去る六日委員辞任につきその補欠)
理事 二見 伸明君(理事二見伸明君去る六日委員辞任につきその補欠)
理事 吉田 久君(理事吉田久君去る六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辭任 山口 敏夫君 補欠 石原健太郎君
法務委員
辭任 石原慎太郎君 補欠 衛藤征士郎君
奥野 誠亮君 高村 正彦君
砂田 重民君 山崎武三郎君
正木 良明君 橋本 文彦君

文教委員
辭任 原田 憲君 補欠 榎本 和乎君
三原 朝雄君 森田 一君
村山 達雄君 二階 俊博君

運輸委員
辭任 松本 善明君 補欠 梅田 勝君
科学技術委員
辭任 不破 哲三君 補欠 山原健二郎君

環境委員
辭任 矢野 絢也君 補欠 岡本 富夫君
予算委員
辭任 柿澤 弘治君 補欠 奥野 誠亮君
久間 章生君 原田 憲君

長野 祐也君 砂田 重民君
野上 徹君 三原 朝雄君
浜田卓二郎君 山下 元利君
平沼 赳夫君 月原 茂昭君
森田 一君 村山 達雄君
梅田 勝君 松本 善明君
東中 光雄君 正森 成二君
月原 茂昭君 若林 正俊君
石原健太郎君 山口 敏夫君

辭任 横江 金夫君 補欠 清水 勇君
清水 勇君 横江 金夫君
若林 正俊君 矢野 絢也君
草川 昭三君 正木 良明君
古川 雅司君 不破 哲三君
正森 成二君

議院運営委員
辭任 横江 金夫君 補欠 清水 勇君
清水 勇君 横江 金夫君
若林 正俊君 矢野 絢也君
草川 昭三君 正木 良明君
古川 雅司君 不破 哲三君
正森 成二君

建設委員
辭任 糸山英太郎君 補欠 浜田 幸一君
浜田 幸一君 糸山英太郎君

(議案提出)
一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。
プライバシー保護基本法案(井上普方君外九名提出)

電子計算機を利用する個人情報処理業務の規制に関する法律案(井上普方君外九名提出)
一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
道路交通法の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案
消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

原子爆弾被害者等援護法案（森井忠良君外十三名提出）
一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

雇用政策に関する条約（第百二十二号）の締結について承認を求めるの件
人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第百四十二号）の締結について承認を求めるの件

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

鉄道事業法案
日本国有鉄道改革法等施行法案
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案

（議案受領）

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次のとおりである。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次のとおりである。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次のとおりである。

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

扶養義務の準拠法に関する法律案

（議案付託）

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案（内閣提出第五二二号） 建設委員会 付託

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

ブライバシー保護基本法案（井上晋方君外九名提出、衆法第三号）

電子計算機を利用する個人情報処理業務の規制に関する法律案（井上晋方君外九名提出、衆法第四号）

以上二件 内閣委員会 付託

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二六号） 内閣委員会 付託

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次のとおりである。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六三二号）（予） 大蔵委員会 付託

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次のとおりである。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第六七号）（予） 社会労働委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

雇用政策に関する条約（第百二十二号）の締結について承認を求めるの件（衆約第六号）

人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第百四十二号）の締結について承認を求めるの件（衆約第七号）

以上二件 外務委員会 付託

一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次のとおりである。

扶養義務の準拠法に関する法律案（内閣提出第六八号）（予） 法務委員会 付託

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆約第五五号）（予）

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第六二二号） 文教委員会 付託

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第六五号） 通信委員会 付託

（議案送付）

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和六十一年度一般会計予算
昭和六十一年度特別会計予算
昭和六十一年度政府関係機関予算
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
郵便年金法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

ブライバシー保護基本法案（井上晋方君外九名提出）

電子計算機を利用する個人情報処理業務の規制に関する法律案（井上晋方君外九名提出）

（議案通知書受領）

一、去る十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

（質問書提出）

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平和相互銀行に対する監査のあり方に関する質問主意書（横山利秋君提出）

（答弁通知書受領）

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員土井たか子君提出旧ポルトガル領東チモールに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年三月十九日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員横山利秋君提出平和相互銀行に対する監査のあり方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年三月二十二日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

（答弁書受領）

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻一彦君提出円高及び原油価格低落にともなう電力料金の値下げに関する質問主意書

右の質問主意書に提出する。

昭和六十一年三月五日

提出者 辻 一彦

衆議院議長 坂田 道太殿

円高及び原油価格低落にともなう電力料金の値下げに関する質問主意書

北陸繊維産業の主力生産品である合繊織物の輸出比率は七〇％と高率で、輸出の好・不調により産地及び地域経済に大きな影響を与えている。

北陸繊維産業は、世界的な天然繊維指向と中東向輸出の減少、急速な技術革新と生産能力の拡大などにより、ここ数年深刻な不況に見舞われている。

このような中で、北陸繊維産業は操縦、設備の共同廃棄、在庫凍結事業等による需給調整と新製品の開発による需要喚起に全力をあげ、昨春秋

昭和六十一年三月二十日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

内閣衆質一〇四第七号

昭和六十一年三月十四日

衆議院議長 坂田 道太殿
衆議院議員辻一彦君提出円高及び原油価格低落にともなう電力料金の値下げに関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員辻一彦君提出円高及び原油価格低落にともなう電力料金の値下げに関する質問に対する答弁書

一について

実際に発生が見込まれる電力業界の差益の額については、今後の為替レート及び原油価格の動向等を見極めなければ試算することは困難であるが、一定の前提の下に機械的に試算すると、一ドル当たり十円の為替レートで円高が一年間続くとした場合に電力会社九社合計で一千二百億円の差益が、また、一バーレル当たり一ドルの原油価格の低下が一年間続くと場合には電力会社九社合計で八百億円の差益になるものと見込まれる。

二について

電力業界の差益問題への対応については、今後、為替レート及び原油価格の動向、決算の状況等事態の推移を見守る一方で、需要家の利益のために差益を用いるの原則の下に、有識者や電気事業者等との意見も聴きながら、慎重に具体的な方策を検討していくこととしている。

三について

電気料金は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第十九条第二項の規定に基づく原価主義の原則及び需要家間の公平の原則に従って設定することとしており、特定の産業を対象に電力料金の値下げをすることは、考えていない。右答弁する。

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員土井たか子君提出旧ポルトガル領東チモールに関する質問に対する答弁書

旧ポルトガル領東チモールに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年三月七日

提出者 土井たか子

衆議院議長 坂田 道太殿
旧ポルトガル領東チモールに関する質問主意書

旧ポルトガル領東チモールの現状に関連し、次の事項について質問する。

一 旧ポルトガル領東チモールの現時点における主権は、どこにあると判断しているのか。

二 国際連合第三十回総会（一九七五年）以降の、国際連合の場における日本政府の旧ポルトガル領東チモールに対する立場、見解及び諸決議に対する態度はいかなるものか。

三 旧ポルトガル領東チモールにおける現在の人権状況について、日本政府の認識・見解はいかなるものか。

右質問する。

内閣衆質一〇四第八号

昭和六十一年三月十八日

衆議院議長 坂田 道太殿
衆議院議員土井たか子君提出旧ポルトガル領東チモールに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土井たか子君提出旧ポルトガル領東チモールに関する質問に対する答弁書

我が国は、東チモール地域がインドネシア共

和国政府により効果的に統治されているとの事実認識に立つものであるが、その帰属については、インドネシアとポルトガルとの間で話し合いが進められていることでもあり、判断を下す立場にない。

二について

(1) 国連総会では、第三十回総会（一九七五年）以来第三十七回総会（一九八二年）まで毎年東チモール問題に関する決議案が提出されていたが、我が国は、緊急に必要であるのは東チモール地域の正常な生活への復帰であること及びインドネシア共和国政府が東チモールの効果的に統治している事実に対し適切な考慮が払われるべきであること等の観点より、インドネシアのみを非難することとは問題の解決に資さないとの立場から、反対投票を行ってきた。（ただし、千九百八十三年以降は関係当事者間の合意により、国連での審議は行われていない。）

(2) なお、千九百七十五年十二月東チモール問題が国連安全保障理事会で審議された際、我が国も理事国の一員として、すべての関係当事国が国連の努力に協力するよう要請する安全保障理事会決議のとりに努力した経緯がある。

三について

東チモール地域の人権状況については、政府として正確な状況を確認し得る立場になく、立ち入った見解を示すことは差し控えたが、我が国がインドネシア大使館館員の現地視察の結果及び同地域で活動している赤十字国際委員会の説明からは、人権状況が悪いとの報告は受けていない。右答弁する。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の
の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和六十一年二月四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置
法の一部を改正する法律

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法
(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第三条中「昭和五十六年度を昭和六十一年度」
に、「昭和五十六年六月三十日」を「昭和六十一年
六月三十日」に改める。

第四条中「昭和五十六年度を昭和六十一年度」
に、「昭和五十六年七月三十一日」を「昭和六十一年
七月三十一日」に改める。

第六条第一項及び第七條第一項中「昭和五十六
年度を昭和六十一年度に改める。

第十条第三項中「前二項」を「第一項から第三項
まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二
項中「(道路法第八十八條第一項の規定により国が
その政策に要する費用について負担又は補助を行
なう都道府県道及び市町村道を除く。）」を削り、
「第二條第三項第二号に掲げる事業」の下に「及
び同号に掲げる事業で政令で定めるもの」を加
え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項
を加える。

4 前二項の規定は、当該各項に規定する事業に
要する費用を、道路法第八十八條第一項の規定
により国が負担し、又は補助する道路について
は、適用しない。

第十条第一項の次に次の一項を加える。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について
実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二
條第三項第二号に掲げる事業で政令で定める
ものに要する費用については、政令で定めると
する。

昭和六十一年三月二十日 衆議院会議録第十二号

ころにより、国及び当該道路の道路管理者であ
る地方公共団体の長の統括する地方公共団体が、
それぞれその二分の一を負担するものとする。
附則第二項中「第十条第二項」を「第十条第三項」
に改める。

附 則

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行
する。

2 昭和六十年度以前の年度の予算に係る国の負
担金又は補助金で昭和六十一年度以降に繰り越
されたものに係る交通安全施設等整備事業の実
施並びに当該事業に要する費用についての国及
び地方公共団体の負担並びに国の補助について
は、なお従前の例による。

理 由

最近における交通事故の発生等の状況にかんが
み、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るた
め、昭和六十一年度以降五箇年間に於いて実施す
べき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成
し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業
を実施するとともに、費用の負担又は補助の特例
の対象となる交通安全施設等整備事業の範囲を拡
大する必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置
法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関
する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における交通事故の発生等の状
況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑
化を図るため、現行の計画に引き続き、昭和六
十一年度以降五箇年間に於いて実施すべき交通
安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総
合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実
施しようとするもので、その主な内容は次のと
おりである。

1 昭和六十一年度以降五箇年間に於いて実施すべ
き交通安全施設等整備事業に関する計画を作成
するものとする。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道、都道府
県道及び市町村道について、交通安全施設等整
備事業として実施する一定の道路の附属物の設
置に要する費用について負担し、又は補助する
ものとする。

3 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行
するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における交通事故の発生等の状
況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑
化を図るための措置として妥当なものと認め、
原案のとおりこれを可決すべきものと議決した
次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十一年度一般会計予算(総理府所管警
察庁) 都道府県警察費補助中、百一億円、昭和
六十一年度特別会計予算(道路整備特別会計)
中、国が施行する交通安全施設等整備事業費七
百四十八億四千六百万円、地方公共団体が施行
する同費の補助六百三十五億五千五百万円がそ
れぞれ計上されている。

右報告する。

昭和六十一年三月二十日

交通安全対策特別委員長 正木 良明

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置
法の一部を改正する法律案に対する附帯決
議

政府は、本法施行に当たっては、次の点につい
て必要な措置を講ずべきである。

一 交通安全施設等整備事業に要する費用につい
ては、その計画達成を図るため、所要の財政措

置について十分配慮すること。

二 道路交通の過密化に対応してその安全と円滑
を確保するため、信号機等の高性能化を図ると
ともに、今後の高齢化社会の到来、情報化の進
展に対応した道路交通環境の整備に努めること
と。

右決議する。

去る十三日は、会議を開くに至らなかった。

衆議院会議録第四号中正誤

ベシ 段 行 誤

三三 三三 シベリア開発

衆議院会議録第十号中正誤

ベシ 段 行 誤

三三 三三 末

衆議院会議録第十一号(中正誤)

ベシ 段 行 誤

三三 三三 細かい

三三 三三 ついては、

三三 三三 変動

三三 三三 中心部

三三 三三 中心部

昭和六十一年三月二十日 衆議院會議録第十二号

三七四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五二 五二(大代)

〒 105

定価 一
一〇 部
円